

職長教育センター規約

第1条（目的）

職長教育センターは労働安全衛生法に基づく特別教育及び職長・安全衛生責任者教育受講希望者に対して受講機会を提供することを目的とする。

第2条（事務所）

センターの事務所を愛知県稲沢市七ツ寺町地藏前70番地の4（株式会社昭和企画内）に置く。

第3条（事業）

センターは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、特別教育（80資格）の講習事業
- 2、職長・安全衛生責任者教育の講習事業
- 3、安全大会への講師派遣事業

第4条（入会）

センターの目的に賛同して受講申込書（入会申込書）を提出して入会とする。

第5条（事業案内）

センターは会員の要望を実現するために各種講習会を企画して開催案内をホームページに掲載する。

第6条（受講申込書）

会員は受講希望の場合は専用の受講申込書をファクスで申込する。

第6条（会計）

入会金及び会費は免除とする。

この規約は平成28年5月1日より施行する。